

平成 26 年 6 月議会

## 第 5 委員会 報告事項

### 専決処分報告

- |          |  |      |
|----------|--|------|
| ○ 報告第28号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する<br>専決処分について<br>(東区名子三丁目)  | 1 頁  |
| ○ 報告第29号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する<br>専決処分について<br>(中央区大名二丁目) | 5 頁  |
| ○ 報告第33号 | 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について                        | 10 頁 |

平成 26 年 6 月 26 日

道路下水道局



## 報告第28号

## 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、平成26年5月30日次のように専決処分した。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
<b>※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</b>	116,910円

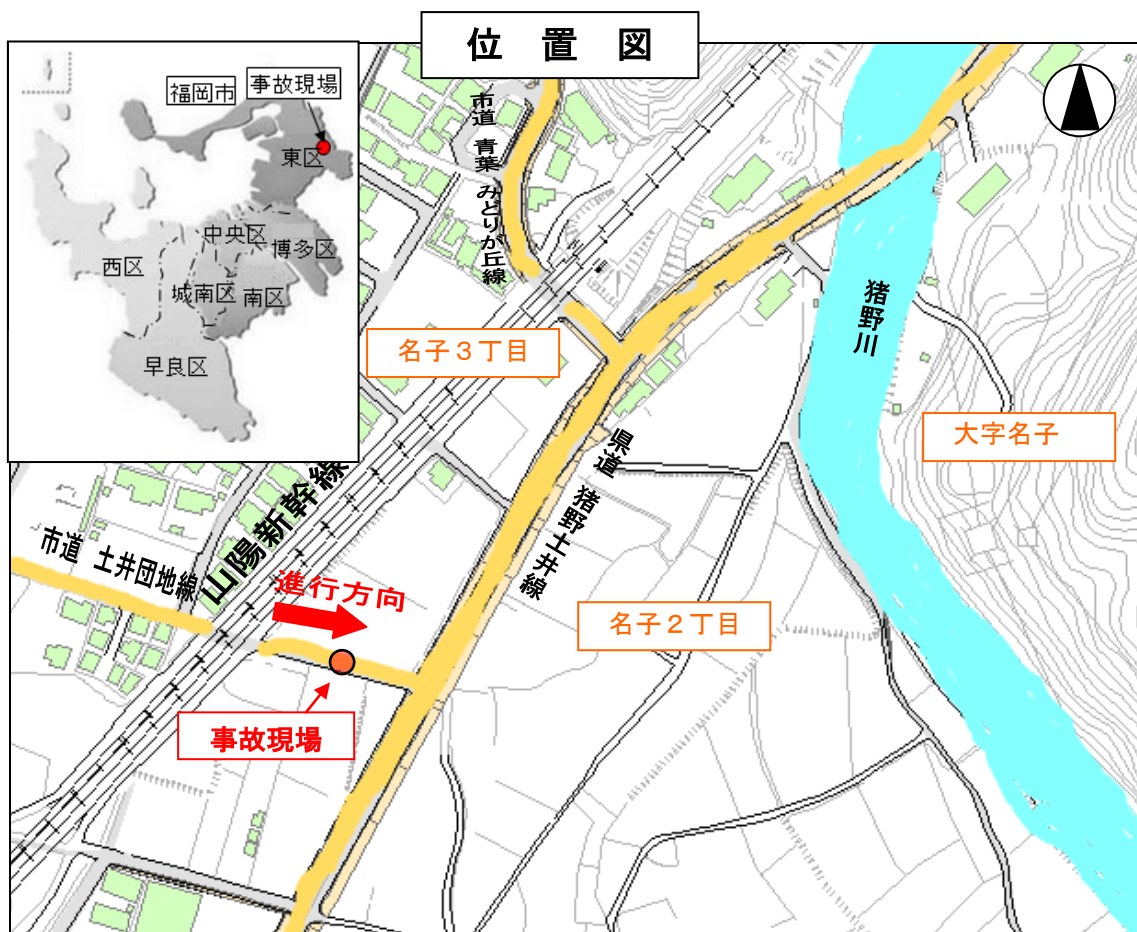
## 2 事件の概要

平成26年2月27日午後11時10分頃、相手方〇〇〇〇氏所有の軽自動車が、市内東区名子三丁目5番32号付近の市道を走行中、路面の破損部分を避けた際、当該破損部分から剥離した舗装片が当該市道上にあったため、当該車両の通過により跳ね上がった舗装片に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

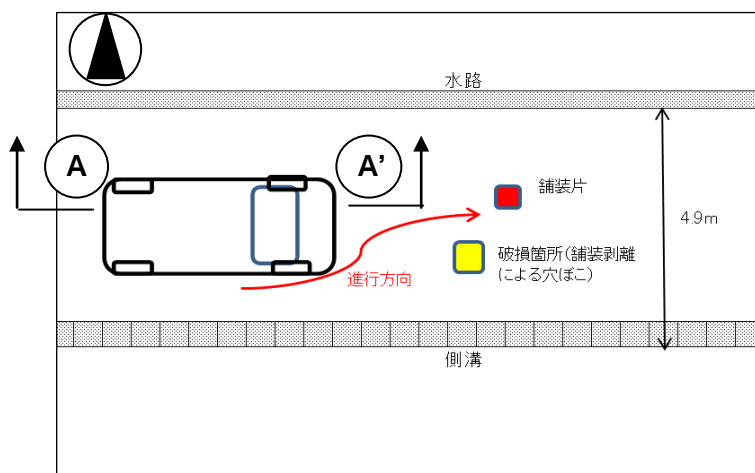
上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成26年6月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

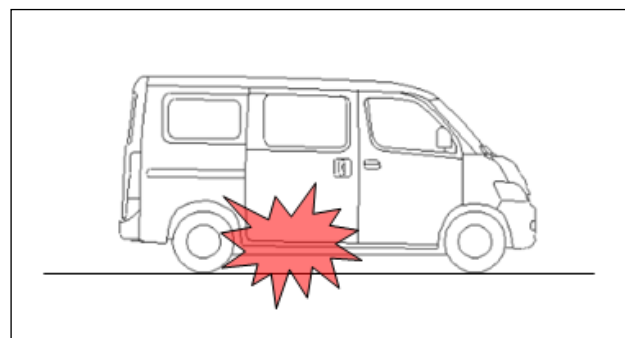


### 平面図



### 断面図

A — A'

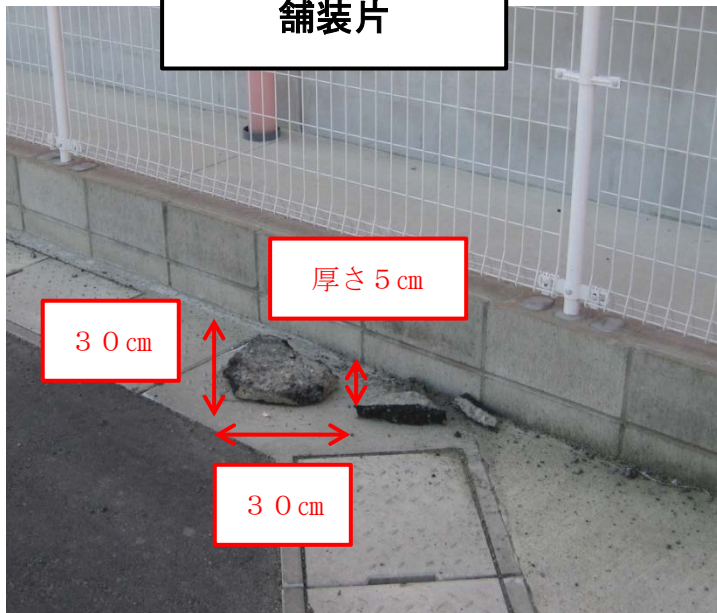


人的損害	0 円
物的損害	116,910 円
損害額計	116,910 円
市の過失割合	10 割
損害賠償額	116,910 円

# 現場状況



# 舗装片



# 補修後





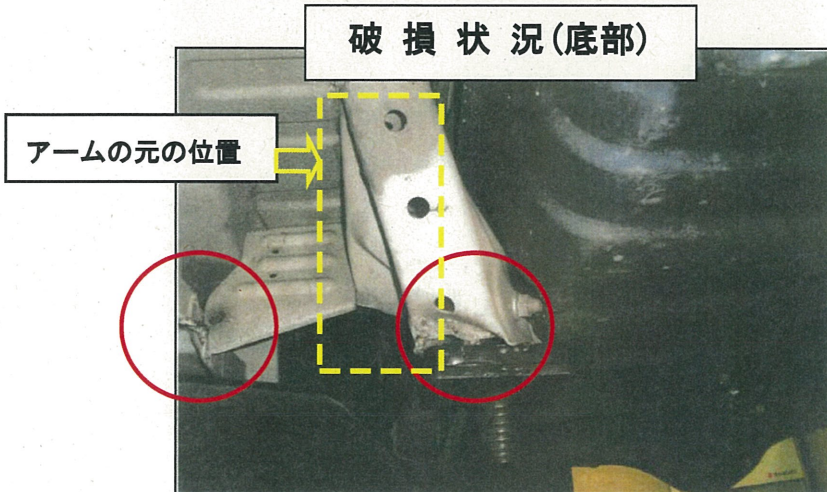
車両概要



破損状況(横)



破損状況(底部)



## 報告第29号

## 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、平成26年6月9日次のように専決処分した。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	164,441円

## 2 事件の概要

平成26年3月4日午後2時10分頃、相手方〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が賃借する冷蔵冷凍車が、市内中央区大名二丁目8番20号付近の市道上において、停車しようとして道路左側に寄った際、当該市道の側溝のグレーチング蓋が変形して浮き上がっていたため、当該車両の通過により跳ね上がったグレーチング蓋に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

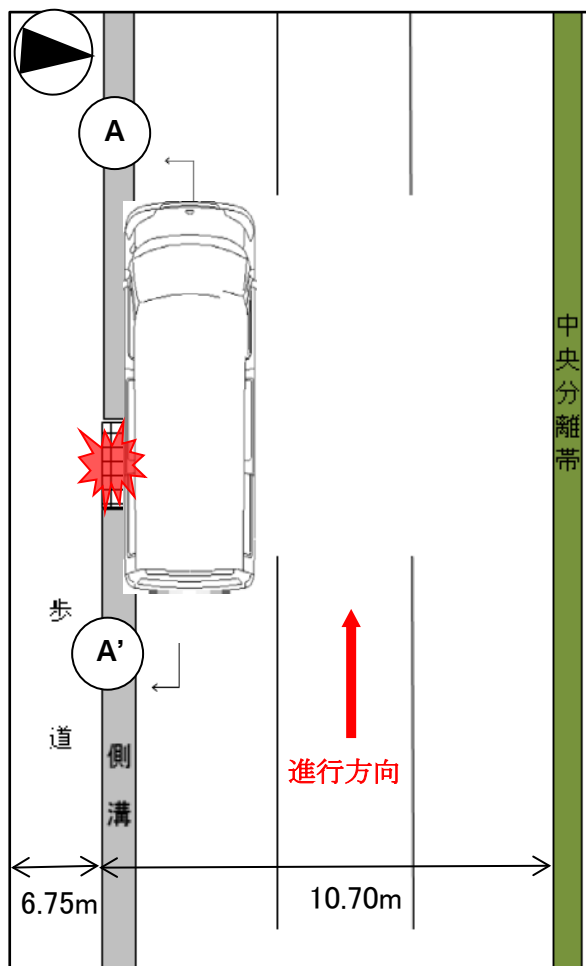
平成26年6月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

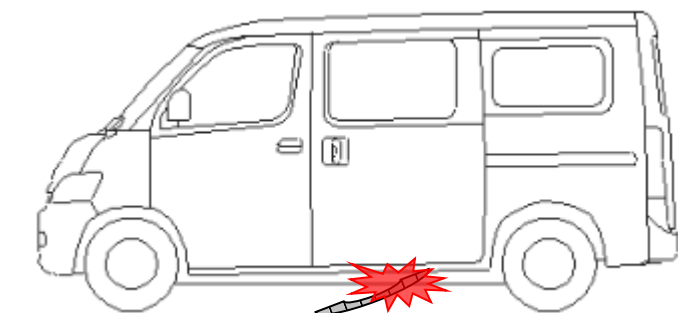
### 位置図



### 平面図



### A - A' 断面図



人的損害	0円
物的損害	164,441円
損害額計	164,441円
市の過失割合	10割
損害賠償額	164,441円



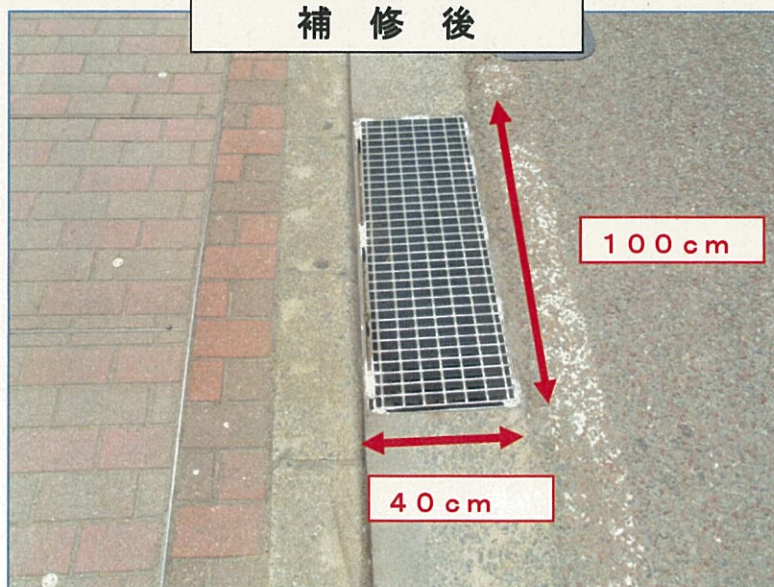
現場状況



破損状況



補修後





車両概要



破損状況



破損状況（底部）





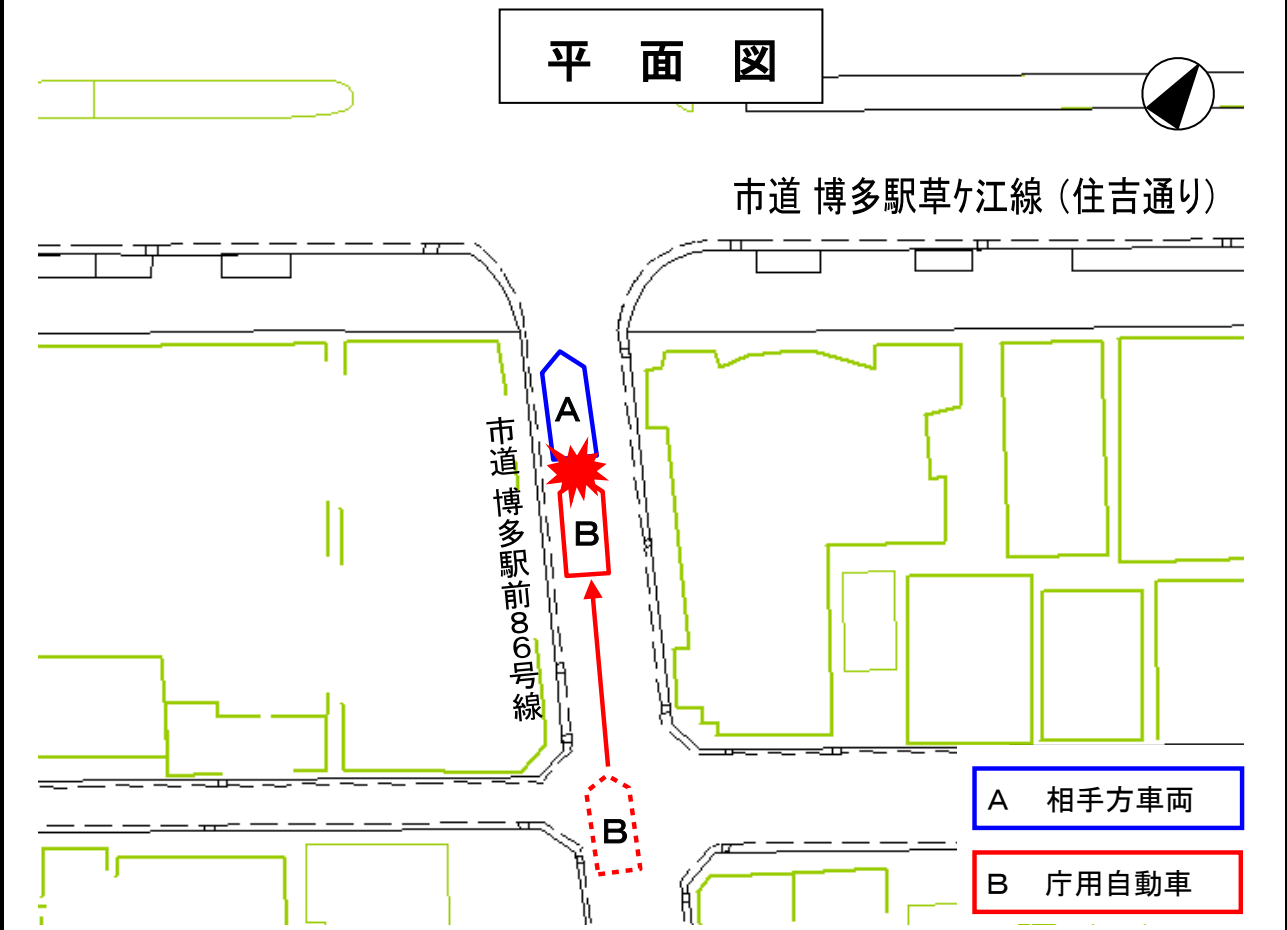


## 事 故 報 告 書

事故発生日時	平成 26 年 3 月 6 日 (木曜日) 午後 2 時 45 分頃 天候：くもり			
事故発生場所	福岡市博多区博多駅前四丁目 4 番 4 号地先			
相手方	住所	運転者 所有者	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報 と認められるおそれのある情報については、 掲載しておりません。	
	氏名	運転者 所有者		
事故の概要	<p>平成 26 年 3 月 6 日 (木曜日) 午後 2 時 45 分頃、博多区役所地域整備部維持管理課所属の職員が、業務を終え同課所管の軽自動車を運転して帰庁する途中、市内博多区博多駅前四丁目 4 番 4 号付近の道路上において、前方で信号停車中の相手方○○○○○○○○○所有の小型貨物自動車に接触し、当該車両を破損させ、損害を与えたものである。</p>			
損害の程度	相手方	人的損傷	なし	
		物的損傷	後部バンパーの窪み 2箇所 後部ハッチバックの窪み 2箇所	
	市側	人的損傷	なし	
		物的損傷	フロントバンパーの傷 (補修の必要はなし)	
過失割合	相手方	0 割	本市	10 割
損害賠償額	274,700 円			



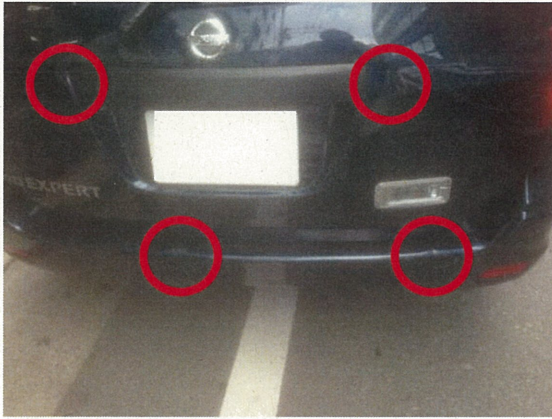
# 事故現場見取図



相手方車両



①全景写真



②破損状況

庁用自動車



③全景写真



④破損状況